

ひとり親家庭を支援するために児童扶養手当制度があります

ひとり親家庭を支援するために、児童扶養手当制度があります。手当を受給するためには、認定請求が必要です。

児童扶養手当とは

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童（0歳から18歳）の福祉増進を図ることを目的にしている制度で、支給要件に該当する児童を育てている方の所得に応じて、支給されます。

児童が18歳に到達した後、最初の3月31日までの対象となります。なお、一定の障がいがある場合は20歳未満までが対象となります。

【支給要件】

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童（年金を受給していない場合）
- 父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が裁判所から配偶者からの暴力被害に対する保護命令を受けた児童
- その他（父または母から1年以上遺棄されている児童、父または母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで出産した児童など）

【手当月額】

子どもの人数	支給額
1人	41,430円 (一部支給9,780円から41,420円)
2人	1人支給額+5,000円
3人	2人支給額+3,000円

* 3人目以降、児童が一人増えるごとに月額3,000円追加

* なお、この手当には所得制限があります。所得制限限度額を超える方は、手当の一部又は全部が支給停止になります。

【所得制限限度額】

扶養親族の数	受給者本人（父または養育者）		扶養義務者等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人以上	3人目から1人増えるごとに38万円を加算		

現況届・一部支給停止適用除外事由届出

現在、児童扶養手当を受給されている方は、8月中に現況届の提出が必要です。現況届は、児童扶養手当を引き続き受給できるかどうかを確認するものです。提出がないと8月分以降の手当の支払いができません。

手当の受給期間が5年以上などの要件に該当する方は、一部支給停止適用除外事由（就業している・求職活動などを行っている・求職活動ができない事情がある場合）の届出が必要です。提出がないと手当が一部支給停止となります。

※現況届・一部支給停止適用除外事由届は対象となる方に個別に送付いたします。